○岸和田市有功者表彰条例施行規則

昭和45年10月１日規則第21号

改正

昭和49年10月18日規則第23号

昭和59年８月23日規則第16号

昭和62年６月24日規則第18号

平成３年12月６日規則第24号

平成８年11月27日規則第40号

平成15年３月11日規則第１号

平成17年３月15日規則第９号

平成18年３月31日規則第24号

平成18年５月25日規則第30号

平成19年３月30日規則第21号

平成21年３月27日規則第４号

平成23年７月28日規則第32号

平成25年３月29日規則第50号

平成31年３月28日規則第８号

岸和田市有功者表彰条例施行規則

（目的）

第１条　この規則は、岸和田市有功者表彰条例（昭和45年条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（表彰の基準）

第２条　条例第２条第１号に規定する被表彰者の基準は、次のとおりとする。

(１)　本市の教育、文化、産業、社会福祉、自治、防災及び調停のために満10年以上寄与するとともに本市に満10年以上居住し、勲章従軍記章制定ノ件（明治８年太政官布告第54号）の規定により表彰された者

(２)　本市の教育、文化、産業、社会福祉、自治、防災及び科学技術のために満10年以上寄与するとともに本市に満10年以上居住し、褒章条例（明治14年太政官布告第63号。以下「褒章条例」という。）の規定により藍綬褒章、紫綬褒章及び黄綬褒章を授与された者

(３)　本市に50,000千円以上寄付し、褒章条例の規定により紺綬褒章を授与された者

(４)　本市に居住し、褒章条例の規定により紅綬褒章及び緑綬褒章を授与された者

(５)　前各号に掲げる者のほか、岸和田市有功者選定審議会において選定されたもの

２　条例第２条第２号に規定する被表彰者の基準は、次のとおりとする。

(１)　市長として満６年以上在職した者

(２)　市議会議員として満10年以上在職した者

(３)　副市長若しくは地方公営企業の管理者又は教育長として満10年以上在職した者

(４)　行政委員等（教育委員会委員、監査委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員及び固定資産評価員をいう。以下同じ。）として満20年以上在職した者。ただし、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）施行前、農地委員会委員、食糧調整委員会委員及び農業調整委員会委員の職にあった者については、法施行後最初に農業委員会委員が選任されるまでの期間を農業委員会委員の職にあった者とみなす。

（在職期間の計算方法）

第３条　前条第２項に掲げる者の在職期間の計算は、次の各号による。

(１)　就職の日から起算し、退職の日までとする。ただし、１月に満たない日数は１月とする。

(２)　再就職した者の前後の在職期間は通算する。

(３)　２以上の職を兼ねた期間は、そのいずれか１の職の期間を在職期間とする。

(４)　市長、市議会議員、副市長、地方公営企業の管理者、教育長、行政委員等又は一般職員（本市職員のうち前条第２項各号に掲げる職にある者を除いたものをいう。）のうちいずれか２以上の職に在職したことがある者の在職期間は、表彰時における職又は最終の職（以下これらを「表彰時等の職」という。）以外の当該在職していた職（以下「前職」という。）の在職期間に、表彰時等の職及び前職の種類に応じ別表に掲げる数を乗じて得た数を、表彰時等の職の在職期間に加算して算出する。

(５)　禁錮以上の刑に処せられた場合は、それ以前の公職にあった在職期間を通算しない。

(６)　禁錮以上の刑に処せられ、刑の執行猶予を受けたときは、その刑の執行猶予期間中に含まれる公職の在職期間は通算しない。

（表彰の停止）

第４条　第２条の規定に該当する者で禁錮以上の刑に処せられ刑の執行猶予を受けたときは、その刑の執行猶予期間中は表彰しない。

（待遇の廃止及び停止）

第５条　被表彰者が禁錮以上の刑に処せられたときは、条例第６条の待遇を廃止する。

２　被表彰者が禁錮以上の刑に処せられ刑の執行猶予を受けたときは、その刑の執行猶予の期間中条例第６条の待遇を停止する。

（表彰状、有功章及び記念品）

第６条　条例第３条第２項に規定する表彰状及び有功章の様式は、様式第１号及び様式第２号に定めるところによる。

２　被表彰者に贈る記念品は、その都度市長が定める。

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　条例公布の日前に死亡した者は、条例第５条の規定を適用しない。

３　条例第２条第１号に該当する者で、その功績が昭和22年５月２日以前のみの場合は除く。

附　則（昭和49年10月18日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和59年８月23日規則第16号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　改正後の岸和田市有功者表彰条例施行規則第２条第２項第５号の規定は、この規則の施行の日以後に同号に規定する基準を満たす者について適用する。

附　則（昭和62年６月24日規則第18号）

この規則は、昭和62年７月１日から施行する。

附　則（平成３年12月６日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年11月27日規則第40号）

この規則は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成15年３月11日規則第１号）

この規則は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成17年３月15日規則第９号）

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成18年３月31日規則第24号）

（施行期日）

１　この規則は、平成18年４月１日から施行する。

（有功者表彰基準の特例）

２　岸和田市有功者表彰条例施行規則の改正規定にかかわらず、この規則の施行の日前に水道事業管理者であった者は、改正後の岸和田市有功者表彰条例施行規則の規定による上下水道事業管理者であった者とみなす。

附　則（平成18年５月25日規則第30号）

この規則は、平成18年６月１日から施行する。

附　則（平成19年３月30日規則第21号）

（施行期日）

１　この規則は、平成19年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の岸和田市有功者表彰条例施行規則の規定にかかわらず、この規則の施行の日前に助役であった者は、改正後の岸和田市有功者表彰条例施行規則に規定する副市長であった者とみなす。

附　則（平成21年３月27日規則第４号）

（施行期日）

１　この規則は、平成21年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に岸和田市規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則（平成23年７月28日規則第32号）

この規則は、平成23年８月１日から施行する。

附　則（平成25年３月29日規則第50号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成25年４月１日から施行する。

（有功者表彰基準の特例）

２　第１条の岸和田市有功者表彰条例施行規則の改正規定にかかわらず、この規則の施行の日前に上下水道事業管理者であった者は、改正後の岸和田市有功者表彰条例施行規則の規定による地方公営企業の管理者であった者とみなす。

附　則（平成31年３月28日規則第８号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 前職 | 市長 | 市議会議員 | 副市長、地方公営企業の管理者又は教育長 | 行政委員等 | 一般職員 |
| 表彰時等の職 |
| 市長 | ６分の６ | 10分の６ | 10分の６ | 20分の６ | 35分の６ |
| 市議会議員 | ６分の10 | 10分の10 | 10分の10 | 20分の10 | 35分の10 |
| 副市長、地方公営企業の管理者又は教育長 | ６分の10 | 10分の10 | 10分の10 | 20分の10 | 35分の10 |
| 行政委員等 | ６分の20 | 10分の20 | 10分の20 | 20分の20 | 40分の10 |

様式第１号（第６条関係）